

兵庫県ケアラー・ヤングケアラー支援推進方策

～ケアを担う子ども・若者たちが
“取り残されることがない社会の実現”を目指して～

令和4年2月

兵庫県ケアラー支援に関する検討委員会

目 次

第 1	はじめに	1
第 2	国などの動き	2
第 3	ケアラー・ヤングケアラーの実態に係る福祉機関調査	3
1	ケアラーの実態に係る福祉機関調査の概要	3
2	ケアラー福祉機関調査結果	4
3	ヤングケアラーの実態に係る福祉機関調査の概要	8
4	ヤングケアラー福祉機関調査結果	8
第 4	ケアラー・ヤングケアラー支援に関する現状・課題	13
第 5	推進方策において対象とするケアラー・ヤングケアラーについて	14
第 6	ケアラー・ヤングケアラー支援推進方策	15
1	早期発見、把握	15
(1)	学校など教育分野におけるヤングケアラーを把握するための取組	15
(2)	医療や福祉等の専門職がケアラー・ヤングケアラーを把握するための取組	17
(3)	地域においてケアラー・ヤングケアラーを把握するための取組	18
2	相談支援、福祉サービスへのつなぎ	19
(1)	相談支援・情報提供体制の充実	19
(2)	ケアラー・ヤングケアラーへの生活支援	20
(3)	地域におけるケアラー・ヤングケアラー支援体制の構築	22
(4)	権利擁護等の充実	24
3	人材養成・普及啓発	26
(1)	福祉や教育関係者等の研修	26
(2)	ケアラー・ヤングケアラーを支援する団体との連携・支援	26
(3)	ケアラー・ヤングケアラーに対する社会的認知度の向上	27
4	県・市町の役割分担、連携	28
(1)	県・市町の役割分担	28
(2)	県と市町との連携・支援	28
第 7	おわりに	29
	(参考資料)	
	兵庫県ケアラー支援に関する検討委員会設置要綱	30
	兵庫県ケアラー・ヤングケアラー支援推進方策の策定に向けた検討経過	33

第1 はじめに

介護やお世話を必要とする家族や身近な人に、無償でケアを行う「ケアラー」は、家族から頼りにされている一方で、周囲に悩みを理解されず、心身に大きな負担を抱えており、特に 家族のケアを担う子どもたちである「ヤングケアラー」は、周囲も気づきにくく本人や家族の自覚がないまま表面化せず、必要な支援が行き届いていないことが多い。

また、ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いにそぐわない重い責任や負担を負うことで、本来守られるべき子どもの自身の権利が守られないことや子どもたちの学力・就学機会の制限、さらに友人関係の乏しさを招くなど、社会性の獲得にも大きな影響を与え、社会的な孤立につながることも懸念されている。

このため、県では、ケアラー・ヤングケアラーの実態を把握するため、令和3年4月に本人や民生委員・児童委員、こども食堂、要保護児童対策地域協議会等の福祉関係機関に対して、ケアの対象、ケアの内容・頻度、悩みや不安、必要な支援、県や市町に求める要望などについて調査を実施した。

本調査によると、ヤングケアラー本人が、自分がヤングケアラーであるという認識を持っている割合は14.3%と調査対象者の1割程度しか認識をもっておらず、また、生活への影響として「学校を休みがちになっている」「ストレスを感じている」「学校への遅刻が多い」など深刻な影響が出ていることが分かった。また、ケアラーについても「心身の健康」「自由な時間がとれない」「将来の見通しがもてない」など多くの悩みを抱えている状況にある。

この福祉機関の実態調査を踏まえて、令和3年9月に「ケアラー支援に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）」を設置し、ケアラー・ヤングケアラーの支援者や経験者からのヒアリングを実施するとともに、早期発見、悩みの相談支援、福祉サービスへの円滑なつなぎ、市町や関係機関との連携強化等について議論を重ね、ケアラー・ヤングケアラーの支援のための推進方策をとりまとめた。

第2 国などの動き

ヤングケアラーについては、自治体単位で教育関係者を主とした調査や研究者の調査レベルで中学生や高校生の実態把握が行われてきたが、全国規模で実態把握がなされておらず、関係者においても十分な認識が行われていないこともあり、対応が遅れがちになっていた。

こうした中で、厚生労働省では、平成30年度に要保護児童対策地域協議会を対象に、「ヤングケアラー」と呼ばれる子どもたちをどのように捉えているかなど、その実態について調査（「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」（平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業））が行われ、この調査結果を踏まえて、令和元年7月に各自治体に対して、要保護児童対策地域協議会や関係機関においてヤングケアラーに対する適切な支援が行われるよう通知¹がされた。

さらに、令和2年度には、ヤングケアラーの実態をより正確に把握するため、文部科学省と連携し、学校、要保護児童対策地域協議会、全国の中学2年生・高校2年生に対する調査（「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」（令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業））が実施され、同調査によると世話をしている家族が「いる」と回答した子どもは、中学2年生が5.7%、全日制高校2年生は4.1%であった。

また、令和3年3月には、ヤングケアラーの支援につなげるための方策について、文部科学省及び厚生労働省の副大臣を共同議長とする「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」が設置され、令和3年5月に今後講じるべき施策について、提言²がとりまとめられた。そして、6月に閣議決定された経済財政運営の指針「骨太の方針」³には、家族の介護や世話を担う子ども「ヤングケアラー」への支援が初めて明記された。

自治体レベルの取組としては、埼玉県において、令和2年2月にケアラーの支援に関する法令として全国初となる「埼玉県ケアラー支援条例」が制定され、同条例に基づき「埼玉県ケアラー支援計画」が令和3年3月に策定されている。

県内では、神戸市において令和3年6月に20代も含めた「こども・若者ケアラー」対象の専用相談窓口を全国で初めて開設するなど先導的な取組が行われている。

¹ 要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーの対応について（令和元年7月4日付子家0704第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）

² ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告（令和3年5月17日）

³ 経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）

第3 ケアラー・ヤングケアラーの実態に係る福祉機関調査

無償で祖父母、父母、兄弟などへの介護や看護、日常生活上での世話などをするケアラーや18歳未満の子どものヤングケアラーは、日常的な負担が個々の状況に応じてあり、複数の悩み等を抱えて生活を送っているが、社会的な認知度も高くなく、県内の実態は明らかになっていない。

このため、県内に住むケアラー及びヤングケアラーのケアをしている相手の状況やケアの影響、求める支援などを把握するため、地域包括支援センター・介護支援専門員、障害者（児）相談支援事業所、民生委員・児童委員、要保護児童対策地域協議会、こども食堂等を通して実態調査を実施した。その概要は以下のとおり。（詳細は資料編のとおり）

1 ケアラーの実態に係る福祉機関調査の概要

○調査対象日 令和3年4月1日

○回答数 2,504

対象福祉機関	記入者	調査期間	回答数
地域包括支援センター	本人・機関	令和3年4月1日 ～6月30日	267
介護支援専門員等	本人・機関	令和3年4月1日～ 5月21日	42
障害者（児）相談支援事業所	本人	令和3年4月1日～ 5月14日	92
民生委員・児童委員	機関	令和3年4月1日～ 10月31日	2,103
計			2,504

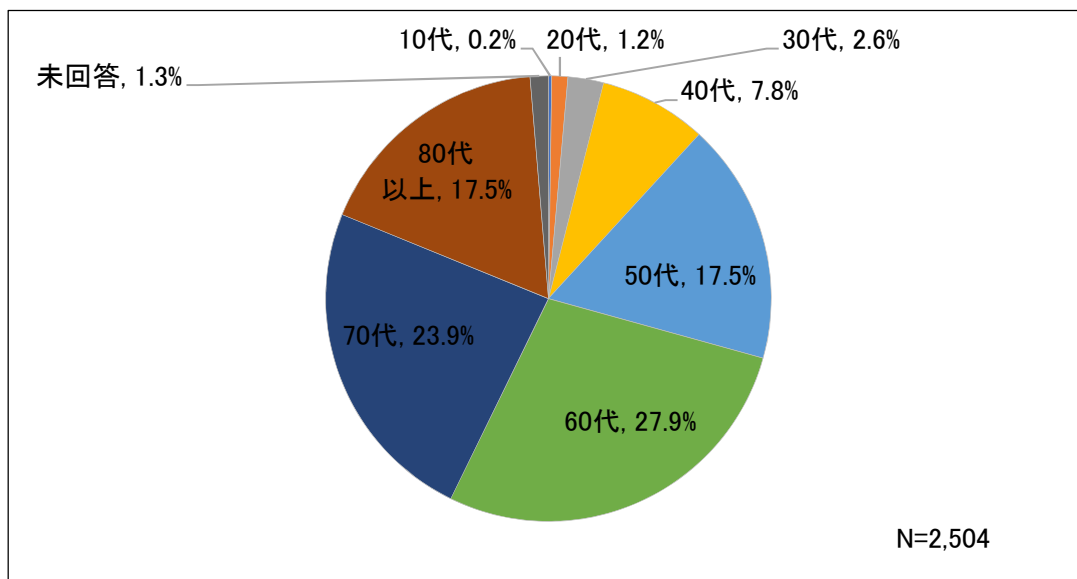
※記入者の機関については、福祉機関等がケアラーを把握している場合に、その状況について調査に回答したもの

2 ケアラー福祉機関調査結果

(1) ケアラーの年齢

ケアラー年齢は、「60代」が27.9%で最も多く、次いで、「70代」が23.9%、「50代」「80代以上」がそれぞれ17.5%の順であり、60代以上がケアラー全体の約7割を占めている。(平均年齢：66.2歳)

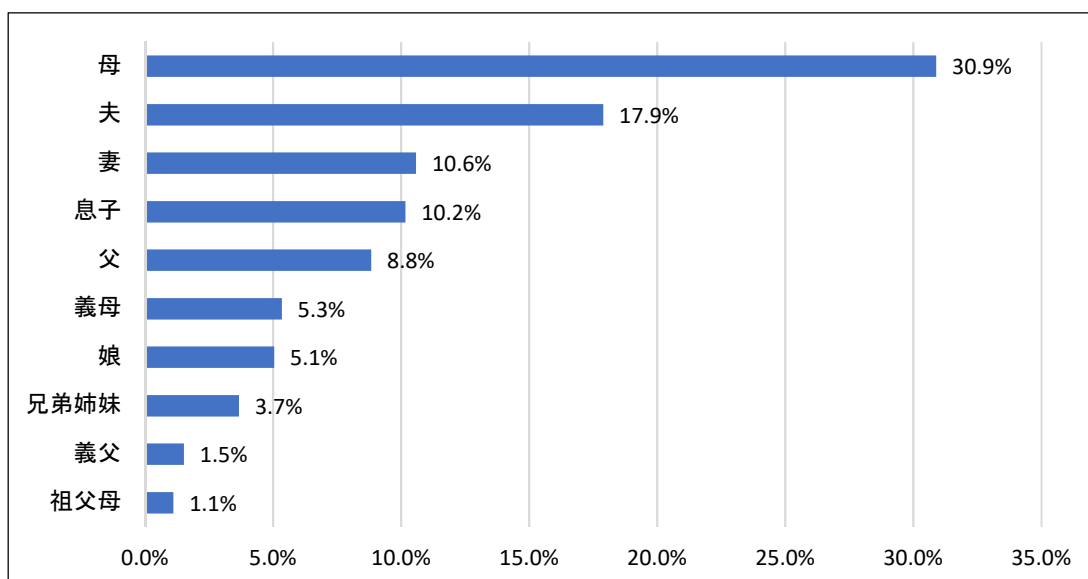
図表1 ケアラーの年齢について



(2) ケアラーがケアをしている相手

ケアをしている相手については、「母」が30.9%で最も多く、次いで、「夫」が17.9%、「妻」が10.6%の順であった。

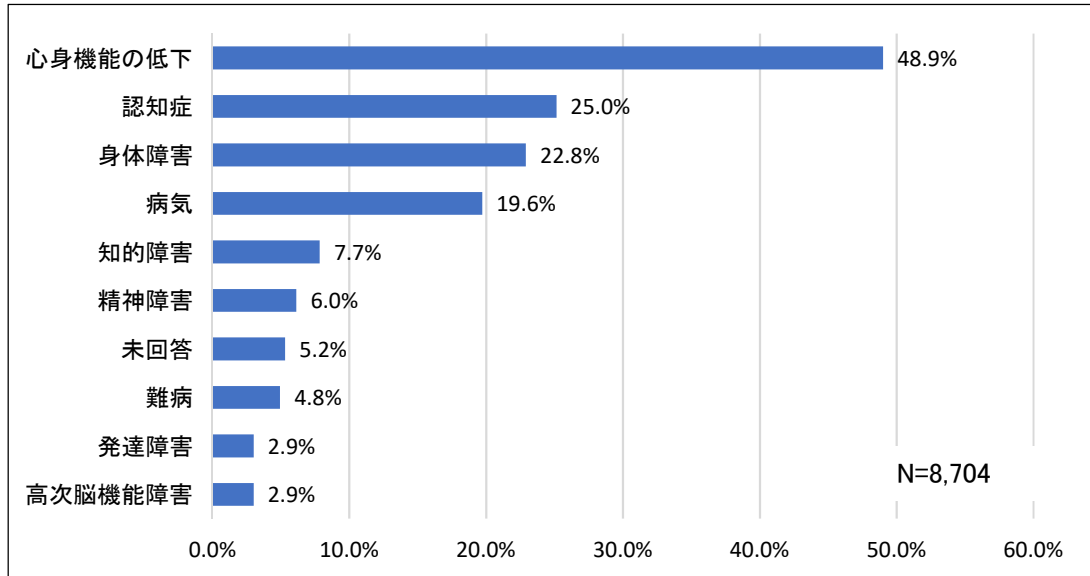
図表2 ケアラーがケアをしている相手（上位10つ）



(3) ケアをしている相手の状況

ケアをしている相手の状況について、「心身機能の低下」が48.9%で最も多く、次いで、「認知症」が25.0%、「身体障害」が22.8%、「病気」19.6%の順となっている。

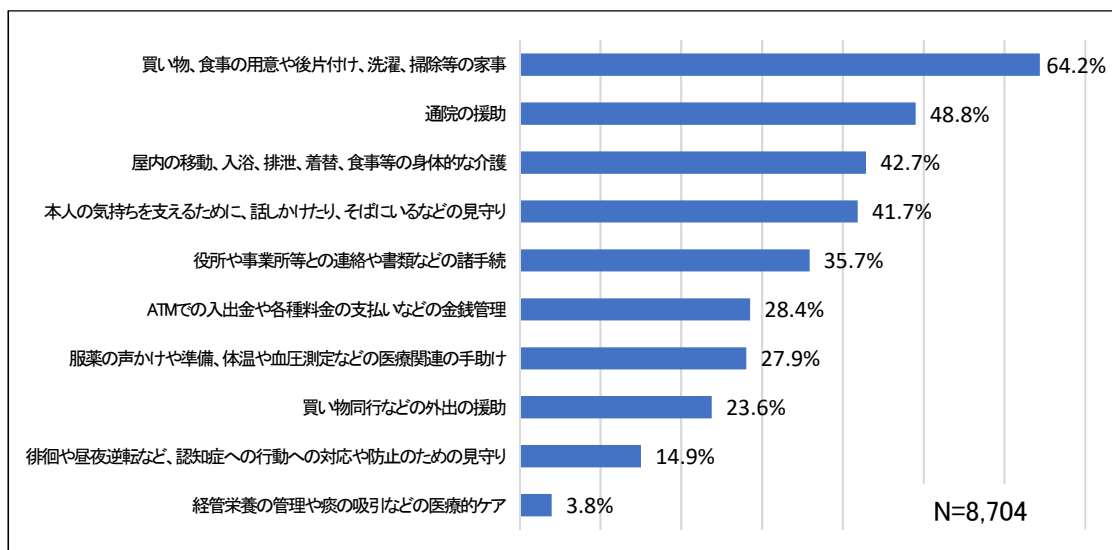
図表3 ケアをしている相手の状況（複数回答：上位10つ）



(4) ケアの内容

ケアラーの行っているケアの内容について、「買い物、食事、洗濯、掃除等の家事」が64.2%で最も多く、次いで、「通院の援助」が48.8%、「屋内の移動、入浴、排泄、着替、食事等の身体的な介護」が42.7%、「本人の気持ちを支えるための見守り」が41.7%の順となっており、ケアラーが担っているケアが多岐にわたっている。

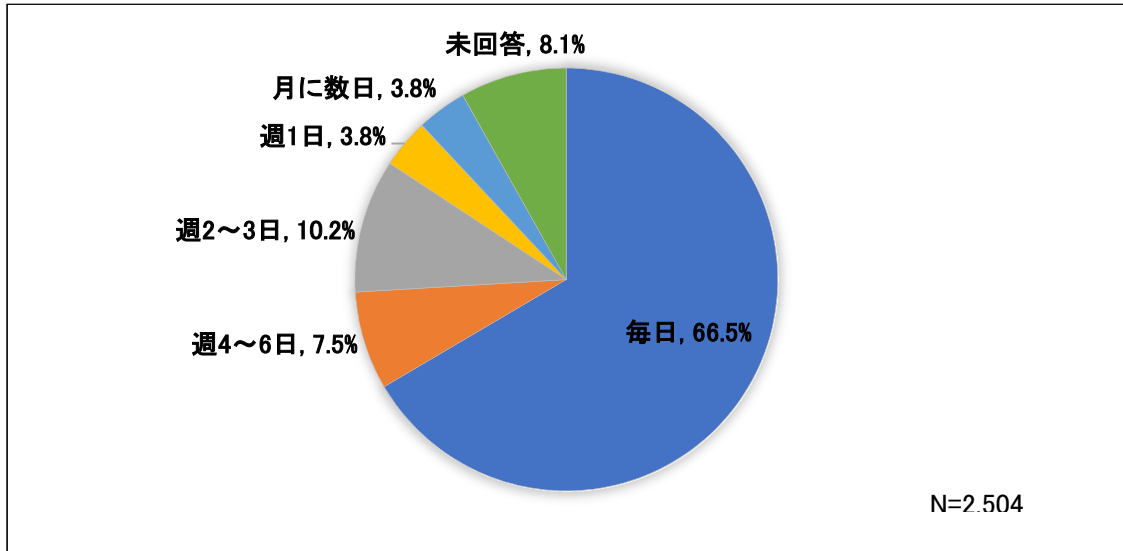
図表4 ケアの内容（複数回答：上位10つ）



(5) ケアの頻度

ケアの頻度について、「毎日」が66.5%で最も多く、次いで、「週2～3日」が10.2%、「週4～6日」が7.5%の順となっており、「毎日」と回答された方が全体の3分の2を占めるなど、ケアの頻度が高い方が多くなっている。

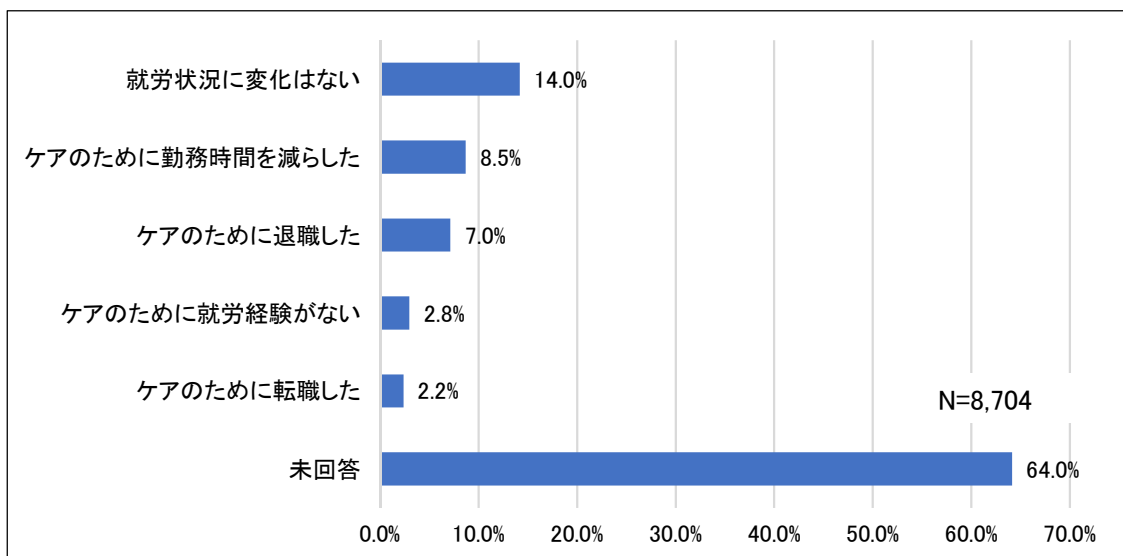
図表5 ケアの頻度



(6) ケアによる就労への影響

ケアによる就労への影響について、「就労状況に変化はない」が14.0%で最も多く、次いで、「ケアのために勤務時間を減らした」が8.5%、「ケアのため退職した」が7.0%の順となっており、「就労状況に変化がない」とした回答が多かったものの、ケアのために就労環境を変えたケアラーもいる。

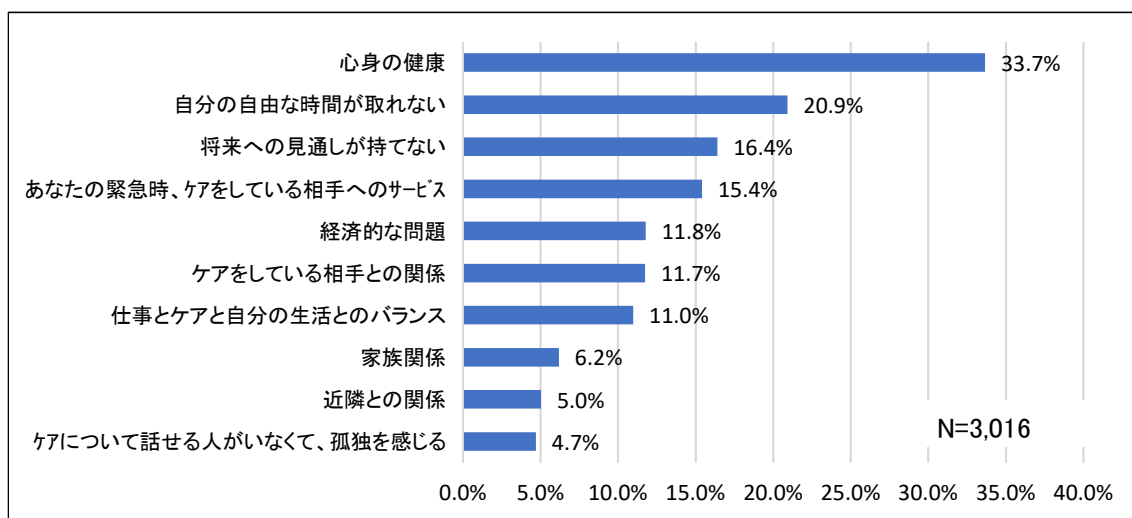
図表6 ケアによる就労への影響（複数回答：主なもの）



(7) ケアラーの悩み

ケアラー本人の悩みについて、「心身の健康」が 33.7%で最も多く、次いで、「自分の自由な時間が取れない」が 20.9%、「将来の見通しが持てない」16.4%、「緊急時のケアをしている相手へのサービス」が 15.4%、「経済的な問題」11.8%など、ケアの状況により抱える悩みは異なり、多様なものとなっている。

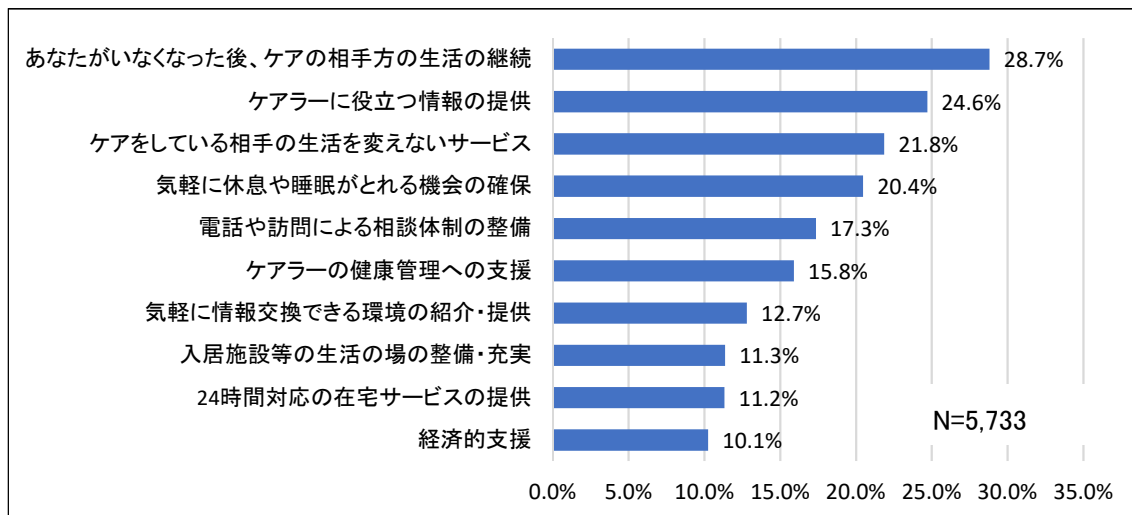
図表7 ケアラーの悩み（複数回答：上位10つ）



(8) ケアラーに必要と思われる支援について

必要と考える支援について、「ケアの相手方の生活の継続」が 28.7%で最も多く、次いで、「役立つ情報の提供」が 24.6%、「災害時も含め、緊急時にケアの相手方の生活を変えないサービス」21.8%、「気軽に休息や睡眠がとれる機会の確保」20.4%、「相談体制の整備」17.3%の順となっており、相談体制を整備し、ケアを続けている上で役立つ情報を届けていくことや、いざというときにケアの相手の生活を変えないための支援が求められている。

図表8 ケアラーに必要と思われる支援について（複数回答：上位10つ）



3 ヤングケアラーの実態に係る福祉機関調査の概要

○調査対象日 令和3年4月1日

○回答数 273

対象福祉機関等	記入者	調査期間	回答数
要保護児童対策地域協議会	機関	令和3年4月1日 ～7月31日	184
民生委員・児童委員	機関	令和3年4月1日 ～10月31日	57
こども食堂	機関	令和3年4月1日 ～5月31日	10
地域包括支援センター	本人・機関	令和3年4月1日 ～6月30日	3
介護支援専門員等	本人・機関	令和3年4月1日 ～5月21日	4
障害者（児）相談支援事業所	本人	令和3年4月1日 ～5月14日	15
計			273

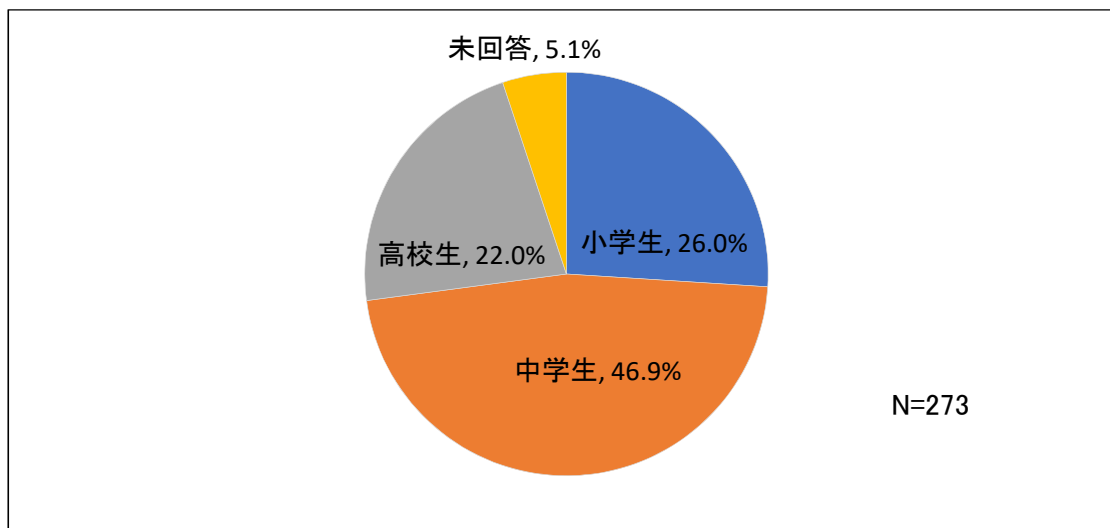
※記入者の機関については、福祉機関等がケアラーを把握している場合に、その状況について調査に回答したもの

4 ヤングケアラー福祉機関調査結果

(1) 就学の状況

ヤングケアラーの就学状況については、「小学生」26.0%、「中学生」46.9%、「高校生」22.0%であり、中学生が半数程度を占めている。

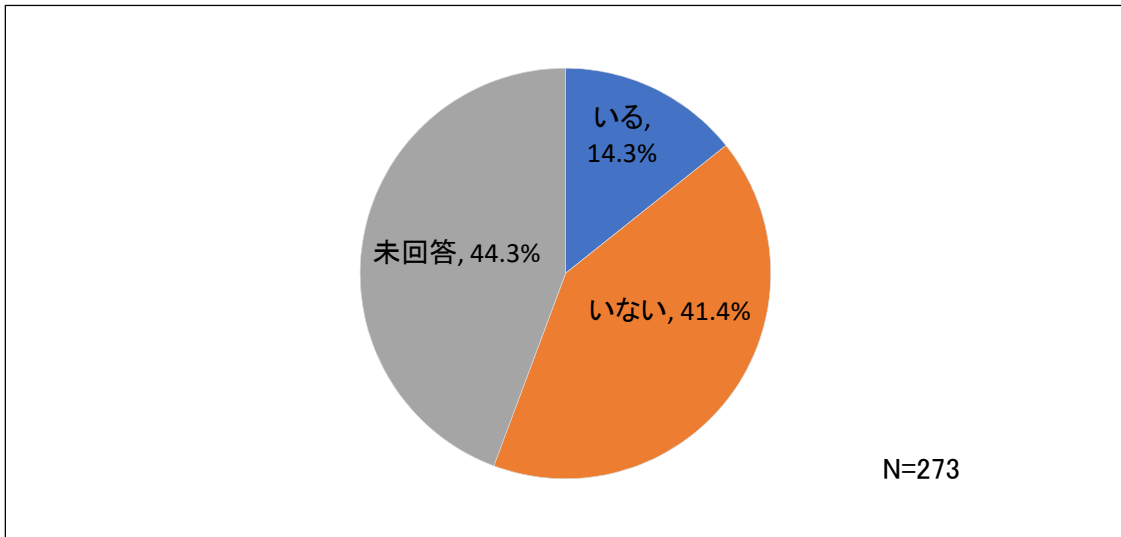
図表9 ヤングケアラーの就学の状況について



(2) ヤングケアラーの認識

ヤングケアラーが「ヤングケアラーである」との認識をもっている割合について、「いる」14.3%、「いない」41.4%であり、ヤングケアラーであると認識をもっている割合は、1割程度である。

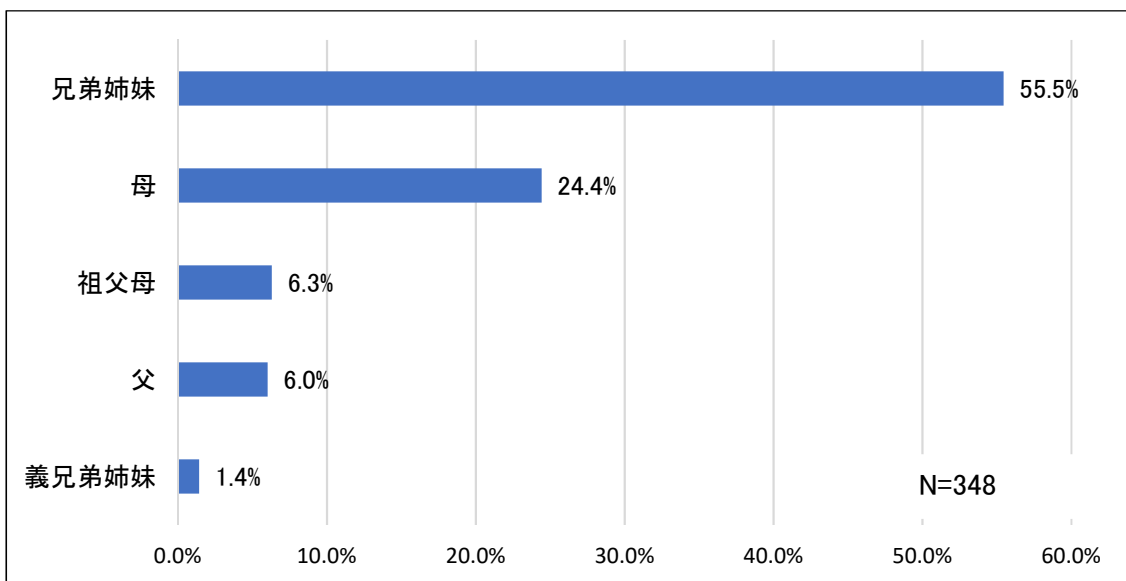
図表 10 ヤングケアラーの認識について



(3) ヤングケアラーがケアをしている相手

ケアをしている相手については、「兄弟姉妹」が55.5%で最も多く、次いで、「母」が24.4%、「祖父母」が6.3%の順であり、ケアの相手が兄弟姉妹とする回答が半数を超えている。

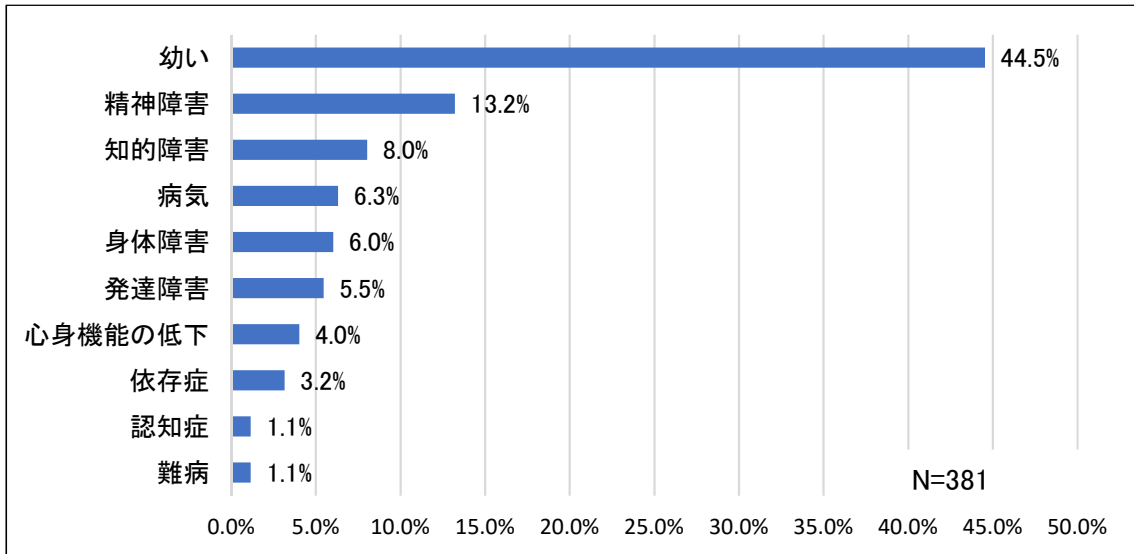
図表 11 ヤングケアラーがケアをしている相手（上位5つ）



(4) ケアをしている相手の状況

ケアをしている相手の状況については、「若い」が44.5%で最も多く、次いで、「精神障害」が13.2%、「知的障害」が8.0%の順であった。

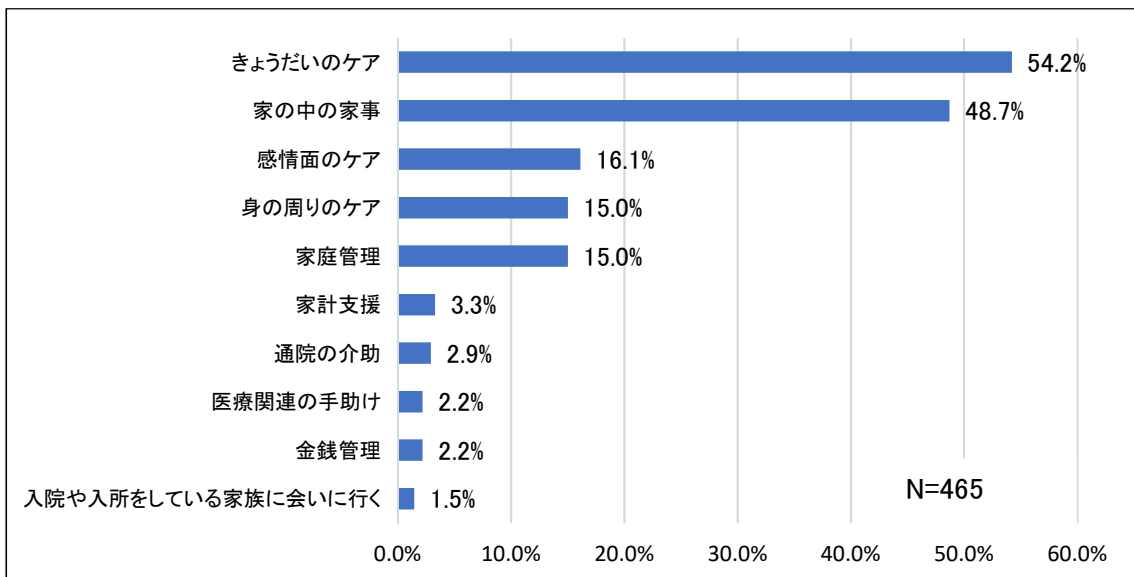
図表 12 ケアをしている相手（複数回答：上位10つ）



(5) ケアの内容

ヤングケアラーの行っているケアの内容については、「きょうだいのケア」が54.2%で最も多く、次いで、「家の中の家事（食事の用意、後片付け、洗濯、掃除など）」が48.7%、「感情面のケア（その人のそばにいる、元気づける、話しかけるなど）」が16.1%の順となっており、きょうだいの世話だけでなく、家事や、感情面のケアなど多様なケアを担っている。

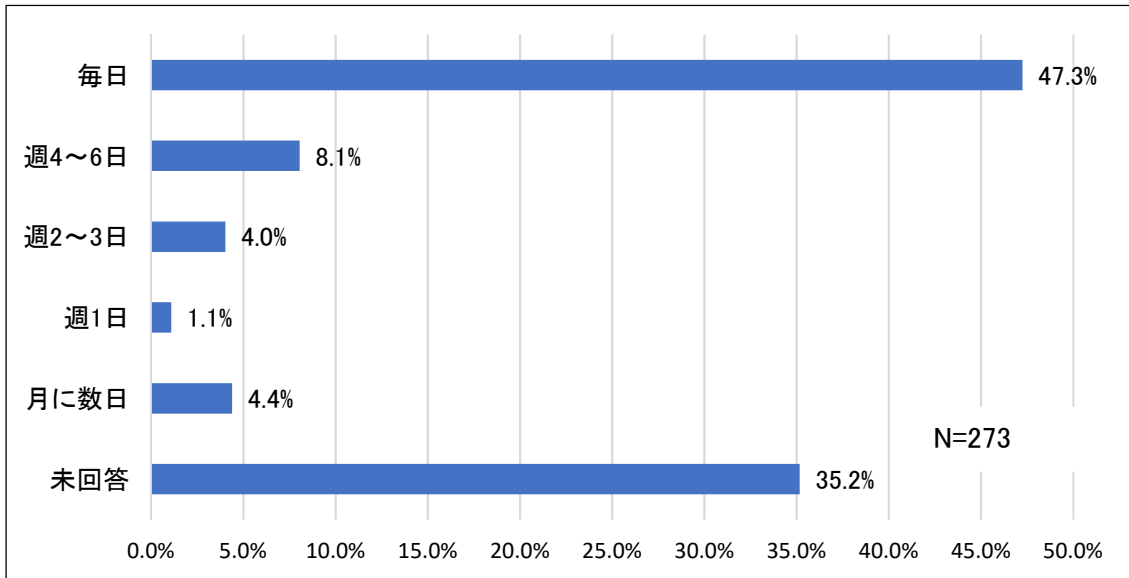
図表 13 ケアの内容（複数回答：上位10つ）



(6) ケアの頻度

ケアの頻度については、「毎日」が47.3%で最も多く、次いで、「週4～6日」が8.1%、「月に数日」が4.4%の順となっており、毎日ケアをしているヤングケアラーが半数近くとなっている。

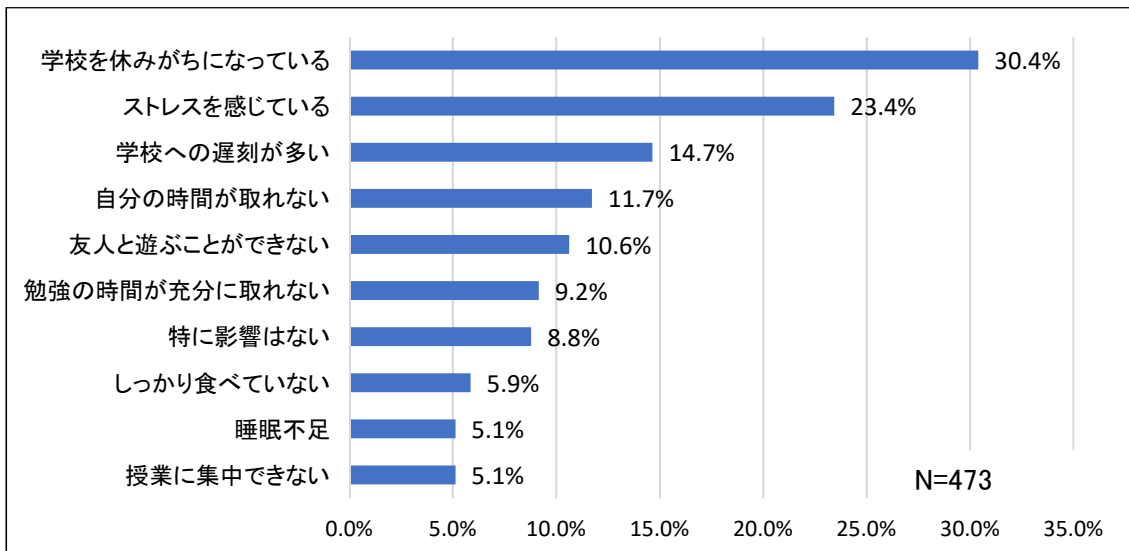
図表 14 ケアの頻度



(7) 生活の影響について

生活の影響については、「学校を休みがちになっている」が30.4%で最も多く、次いで、「ストレスを感じている」が23.4%、「学校への遅刻が多い」が14.7%、「自分の時間がとれない」11.7%、「友人と遊ぶことができない」10.6%の順となっており、学校生活への影響や体調面、自由な時間が取れないといった影響が出ているヤングケアラーもいる。

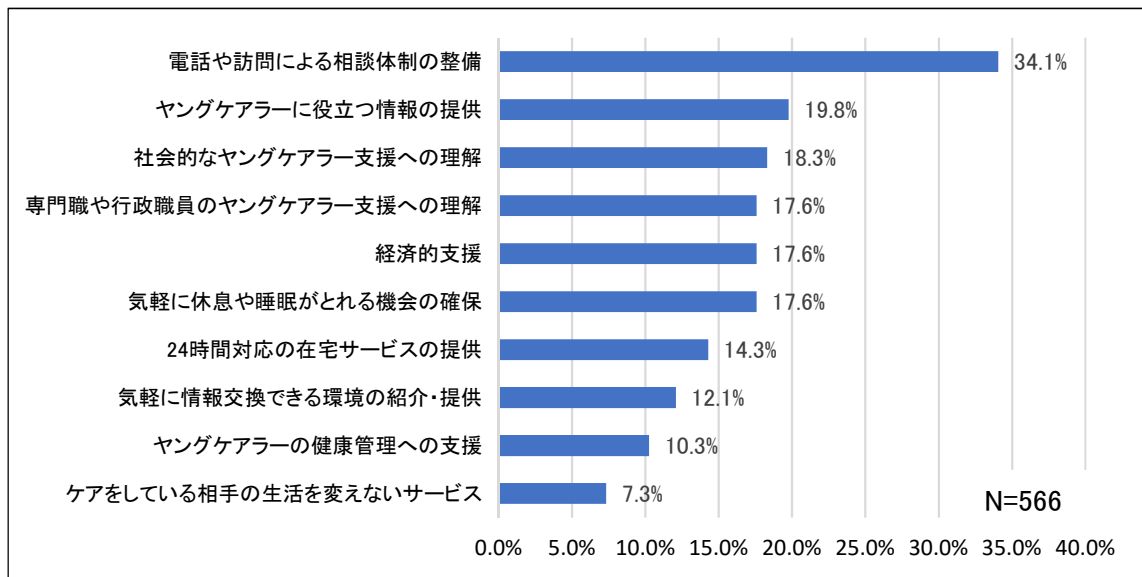
図表 15 生活の影響（複数回答：上位10つ）



(8) ヤングケアラーに必要と思われる支援について

必要と考える支援については、「電話や訪問による相談体制の整備」が 34.1%で最も多く、次いで、「ヤングケアラーに役立つ情報の提供」が 19.8%、「社会的なヤングケアラー支援への理解」18.3%の順であった。このほか、「専門職や行政職員のヤングケアラー支援への理解」「経済的な支援」「気軽に休息や睡眠がとれる機会の確保」がそれぞれ 17.6%となっている。

図表 16 必要と思われる支援（複数回答：上位 10 つ）



第4 ケアラー・ヤングケアラー支援に関する現状・課題

1 早期発見・把握

ケアラー・ヤングケアラーの背景には、少子高齢化や核家族化の進展、高齢者などのケアが必要な人の増加、共働き世帯の増加、家庭の経済状況の変化など、様々な要因があるとされている。特にヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないといった理由から、表面化しにくいといわれており、各自治体においても実態把握が不十分な状況となっている。

また、ケアラー・ヤングケアラーの支援のためには、地域における福祉、介護、医療、学校、地域団体等の関係者が有機的に連携し、早期に発見・把握した上で、適切な支援につないでいくことが重要である。

2 相談支援、福祉サービスへのつなぎ

県が実施した福祉機関実態調査では、ケアラーの悩みとして「心身の健康」「自分の時間がとれない」、また、ヤングケアラーの悩みとして「学校を休みがちになっている」「ストレスを感じる」などの深刻な影響が出ている。

とりわけヤングケアラーの家庭は、孤立している傾向にあると指摘されている一方、経済的困窮や介護、難病など複合的な課題がありながら具体的な支援策や支援につなぐための窓口が明確になっていない。

また、ケアを要する家族自身が、必要な支援制度を知らない、手続きが分からない、経済的な面から積極的に利用しづらい等の状況も指摘されている。このため、地域団体、民生委員・児童委員、学校などの地域の諸資源との連携を通じて、ケアラー・ヤングケアラーとその家族を社会的な孤立に陥ることがないように、確実に把握するとともに、福祉サービスなど必要な支援が切れ目なく提供されるよう取り組んでいくことが重要である。

3 人材育成・普及啓発

ケアラー・ヤングケアラー支援にあたっては、支援に関わる福祉、介護、医療、学校、地域団体等の専門職や関係者だけでなく、社会全体がケアラー・ヤングケアラーに対する理解を深めることが必要である。

しかしながら、ヤングケアラーの認知度について、国において実施した調査では、中高生の8割以上がヤングケアラーについて「聞いたことがない」と回答しており、また県が実施した福祉機関調査においてもヤングケアラーの認識を持っている割合は14.3%となっているなど、社会的な認知度が高いとはいえ、ケアラー・ヤングケアラーを早期に把握し、適切な支援につなげるためには社会全体の認知度の向上のための取組が重要である。

4 県・市町の役割分担、連携

ケアラー・ヤングケアラーの支援は県だけでなく、住民に最も身近な市町において取り組んでいくことが重要であるが、一部の市を除き取組が、まだ十分に進んでいないことから、県と市町が適切に役割分担をしながら連携して取組を進めていく必要がある。

第5 推進方策において対象とするケアラー・ヤングケアラーについて

ケアラー・ヤングケアラーは、法律上の定義はないが、一般社団法人日本ケアラー連盟による定義によれば、「ケアラー」とは、こころやからだに不調のある人の「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアの必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人とされている。

また、「ヤングケアラー」については、同連盟の定義では、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケアの責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面などのサポートなどを行っている18歳未満の子どものこととされている。さらに、親が祖父母等の介護を担っている間、子どもが代わりに家事や兄弟の世話をしている場合などについてもヤングケアラーの対象に含まれる。

本推進方策においては、検討委員会における議論を踏まえて、発信力が弱く、最も支援が必要な10代以下、そして学業のみならず、就職や結婚への影響が懸念される概ね20代以上30歳台前半までを対象とし、18歳未満の子どもである「ヤングケアラー」と18歳以上30歳台前半までの者を「若者ケアラー（以下「ケアラー」という。）」として主な支援の対象とする。

また、上記の対象者だけでなく、ケアが終わっても就職や生活、健康に影響を受けるなど、様々な困難を抱えている元ヤングケアラーの社会復帰等に向けた支援についても配慮が必要である。

第6 ケアラー・ヤングケアラー支援推進方策

(推進方策の基本的な考え方)

ケアラー・ヤングケアラーの支援にあたっては、県は、教育や高齢、障害、疾病、生活困窮、ひとり親家庭の支援などの既存事業や関連施策の活用をベースとしつつ、ケアラー・ヤングケアラーへの支援の視点をとり入れ、相談支援や福祉サービスなどの必要な支援につないでいく。

また、本検討委員会の提言を踏まえて実施される新たな事業等については、こうした既存事業や関連施策、さらに各市町や関係機関との幅広い連携によりケアラー・ヤングケアラーの支援体制を構築していく。

1 早期発見・把握

(1) 学校など教育分野におけるヤングケアラーを把握するための取組

① 教職員への研修の実施

ヤングケアラーを把握するために、学校において相談窓口となり得る生徒指導担当教員や教育相談担当教員等に対して、ヤングケアラーの概念、実態、課題について取り上げ、ヤングケアラーに対する意識の向上を図るとともに、課題の把握に関する学校の役割等について、校内研修等を通じて、全ての教職員に周知を行う。

また、本人が気づかないうちに、本来守られるべき権利を侵害されている状況にある児童生徒に対して、自らがヤングケアラーであることを認識するための機会を設定する。

公立小中学校の教職員については、市町組合教育委員会担当者や学校の生徒指導担当教員等を対象とした研修会等、県立学校の教職員については、生徒指導部長会や全県カウンセリングマインド研修等の機会を通して、ヤングケアラーに関する研修を行う。

② 教職員による面談等を通じた把握

日頃から児童生徒との信頼関係を築き、ヤングケアラーはどの学校にもいる可能性があることを念頭に、表面上の行動だけでなく、学級内の違和感や児童生徒が発する些細なサインも見逃さないようにする。

また、担任との個人面談や長期休業前の保護者を交えた三者面談、養護教諭による教育相談等の機会を通じて、欠席や遅刻、服装等の生活態度から児童生徒の生活環境を把握する。

③ スクールソーシャルワーカーによる支援の充実

ヤングケアラーを早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカーによる支援を充実するとともに、ヤングケアラーを担当する教員を明確にして、組織的・機動的に対応できる体制を構築する。こうした体制構築等を通じて、ケースワーカー、こども家庭センター、要保護児童対策地域協議会などの福祉部門と教育委員会・学校等の連携強化を図り、ヤングケアラーの早期発見・把握に努めていく。

また、スクールソーシャルワーカーがヤングケアラーの支援が適切にできるよう、専門の相談窓口、NPO等の関係機関及び国や県・市町の支援制度などに関する情報を適宜提供していく。

④ スクールカウンセラー・キャンパスカウンセラーによる支援の充実

いじめ被害や不登校などの人間関係や、ヤングケアラーなど家庭等に問題を抱える児童生徒及びその保護者への教育相談活動の充実を図るため、専門的な知識と経験を有する臨床心理士等をスクールカウンセラー、キャンパスカウンセラーとして各学校等への配置を促進する。

また、スクールカウンセラー・キャンパスカウンセラーがヤングケアラーの支援が適切にできるよう、専門の相談窓口、NPO等の関係機関及び国や県・市町の支援制度などに関する情報を適宜提供していく。

⑤ 相談体制の充実

いじめ、不登校、進路問題のほか、ヤングケアラーをはじめとした子どものSOS全般について児童生徒や保護者等の相談に対応するために設置した、ひょうごっ子悩み相談（ひょうごっ子〈いじめ・体罰・子ども安全〉相談24時間ホットライン）において、臨床心理士等の専門性をもつカウンセラーが個々のケースに応じた適切な指導・助言を行う。

また、音声通話や面接での相談に踏み切れない児童生徒が悩みを相談できるよう、子どもたちにとって身近なSNS（LINE）を活用して相談ができる環境の充実を図る。

⑥ 相談窓口の周知

夏季休業などの長期休業中の生徒指導に関する通知や周知カード等の配布などによって、ひょうごっ子SNS悩み相談や電話によるひょうごっ子〈いじめ・体罰・子ども安全〉悩み相談24時間ホットラインをはじめとする相談窓口の周知を図る。

⑦ 要保護児童対策地域協議会等との情報共有

国において実施した調査では、家族の介護を担う子ども自身がヤングケアラーであると認識していることが少なく、学校からの情報を契機として要保護児童対策地域協議会にケース登録される割合が高いことが指摘されている。

このため、学校等がヤングケアラーに該当する児童生徒を把握した場合は、早急に要支援児童として、要保護児童対策地域協議会の実務者会議、構成機関⁴及び支援者等によるケース会議においてヤングケアラーの情報共有に努め、適切な支援につないでいく。

(2) 医療や福祉等の専門職がケアラー・ヤングケアラーを把握するための取組

① 医療、介護、福祉等の専門職の研修の実施

ヤングケアラーの把握にあたっては、特に子ども本人にその認識がない場合が多いことから、医療、介護、福祉等の機関における専門職がヤングケアラーなどのケアの担い手について把握することが求められている。

このため、医療、介護、福祉等の関係機関⁵の職員に対して、過度な負担により学業等に支障が生じたり、子どもらしい生活が送られなかったりすることが課題であることの理解を促すとともに、ヤングケアラーの実態、発見のための着眼点や関係機関との連携方策など、対応する上で配慮すべき点等について学ぶ研修を推進する。

② 医療、介護、福祉等の専門職及び教育関係者との連携強化

発見したヤングケアラーを適切に支援につなげるため、まずは子どもの気持ちに寄り添い、どのような支援が必要か、欲しいのか等について聞き取り、医療、介護、福祉等の専門職や学校などの教育関係者が、ヤングケアラーなど介護を行う者の状況等、必要な情報等も共有するなど、連携の強化を図る。

⁴ 要保護児童対策地域協議会の構成機関（市町児童家庭相談担当課が事務局）：市町（福祉・保健・障害担当課）、こども家庭センター、民生委員・児童委員、保育所・幼稚園、学校、警察、医療機関等

⁵ 福祉事務所、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、保健所、保健センター、児童相談所、児童福祉施設、障害者支援施設、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、保健所、病院、診療所、訪問看護ステーション、訪問介護事業所、その他関係機関等

(3) 地域においてケアラー・ヤングケアラーを把握するための取組

① 民生委員・児童委員等に対する研修

地域で孤立しがちな家庭の把握や見守り、生活相談に対する助言や必要なサービスにつなげるなどの役割を担っている民生委員・児童委員等に対し、県・市町は、研修等を通じてケアラー・ヤングケアラーへの支援に関する理解促進を図り、早期発見し、支援につなげていくことが必要である。

また、地域住民又は民間団体等において、ケアラー・ヤングケアラーを発見・把握するための取組が重要であることから、県・市町は、地域住民、ボランティア、民間団体等に対してケアラー・ヤングケアラーについて学ぶ機会を確保していく。

② 子ども食堂、学習支援事業等を通じた把握

子ども食堂や子どもの学習支援事業等の利用者の中には、ヤングケアラーも含まれていることも考えられることから、県は、事業の実施主体や支援者に対して、ヤングケアラーの発見や支援ニーズの把握、関係機関と連携などヤングケアラーへの対応について周知を図る。

③ 各市町における現状把握の推進

ケアラー・ヤングケアラーの支援に当たっては、地域の実態を関係機関の協力を得ながら適切に把握した上で、実態に即した施策を推進する必要がある。

このため、住民に最も身近な市町において、ケアラー・ヤングケアラーの実態の把握に取り組むとともに、実態把握を踏まえて、地域の実情に応じた取組が進められるよう、県は、必要な情報の提供や先進事例等の紹介を行う。

2 相談支援、福祉サービスへのつなぎ

(1) 相談支援・情報提供体制の充実

① ヤングケアラー・若者ケアラー専門相談窓口（仮称）の設置

ケアラー・ヤングケアラーについては、支援が必要であっても表面化しにくい特徴があり、また、具体的な支援策や支援につなぐための窓口が明確になっておらず、支援が行き届いてない場合が多いことから、ケアラー・ヤングケアラーについて相談できる専門の窓口の設置が必要である。

相談窓口は、住民に最も身近な市町において設置し、必要な支援につなげることが最も適切と考えられるが、市町においてケアラー・ヤングケアラーの実態の把握や支援のための取組が十分に進んでいないことから、県において、ヤングケアラー・若者ケアラーを主な支援の対象とする「ヤングケアラー・若者ケアラー相談窓口（仮称）」をモデル的に開設し、電話やメールによる相談・市町や適切な支援機関へのつなぎ等を実施する。

なお、当該窓口において相談支援を行うにあたっては、ケアラー・ヤングケアラーの権利や利益を侵害することのないよう、個人情報関係法令等の規定のほか、個人情報の取扱いについて定めておくことが必要である。

また、相談窓口の設置にあたっては、相談窓口の存在を知らないために支援を受けられないことがないように、各市町や関係機関との幅広い連携により相談窓口等を周知するための取組を実施する。

② 重層的支援体制整備事業による包括的な支援体制の整備

地域共生社会の実現に向けて、令和2年に社会福祉法が改正⁶され、地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、包括的な支援体制を整備することが市町の努力義務とされ、各市町において、一体的に相談支援を行う重層的支援体制整備を実施することができることになった。

このため、包括的な支援体制の整備にあたって、実施主体である各市町がケアラー・ヤングケアラーを支援する視点をもって、高齢、障害、疾病、失業、生活困窮、ひとり親家庭といった家庭の状況に応じ、適切なサービスにつなげられるよう、県では、重層的支援体制整備事業に関する連絡会議等を通じて、必要な助言や情報の提供を行うとともに、ケアラー・ヤングケアラー支援の実施を依頼する。

⁶ 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）

③ 地域包括支援センターや基幹相談支援センターにおける相談の実施

高齢者の総合相談支援を担う地域包括支援センターがケアラー・ヤングケアラーに関わる相談にすべての相談員が対応できる体制を整えるため、県は運営支援を行う。

また、地域の障害者の相談支援拠点として総合的、専門的な相談業務を実施する基幹相談支援センターの設置や、同センターに必要な対応ができる「ケアラー・ヤングケアラー担当者」の配置を促すとともに、障害福祉サービスの利用者である親に代わってヤングケアラーが行う家事・育児等に対しても支援できる取扱い⁷等、必要なサービス利用につなげられるよう制度周知を図る。

④ 精神障害者の家族に対する相談の実施

精神障害者の家族に対し、家族教室の開催、相談指導、普及啓発等を実施するほか、精神保健福祉センターにて精神障害者の家族に対する相談や家族教室（ひきこもり、家庭内暴力、薬物、ケアラー・ヤングケアラー）を実施するとともに、健康福祉事務所にて精神障害者の家族に対する相談を実施する。

また、精神科病院に入院中または入院前後の患者の家族を主な対象とし、精神障害に係る正しい知識や対応方法について周知を図るとともに、家族間のつながりを深める。

(2) ケアラー・ヤングケアラーへの生活支援

① 生活困窮者自立支援制度の推進

生活困窮の状況にあるケアラー・ヤングケアラーに対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において本人の状況に応じた包括的な支援を行うとともに、必要に応じて適切な関係機関につないでいく。

また、就労に必要な訓練を日常生活自立段階や社会生活自立段階から実施するほか、家計に関する相談支援等を実施する。

なお、ケアラー・ヤングケアラーをはじめ生活困窮者の中には、社会とのつながりが薄れ、自ら福祉サービスにアクセスできない者も多いことから、アウトリーチ等による積極的な情報把握により早期の支援に努めていく。

⁷ 障害者総合支援法上の居宅介護（家事支援）等の業務に含まれる「育児支援」の取扱いについて（令和3年7月12日付厚生労働省社会・援護局障害福祉保健部障害福祉課事務連絡）

② 子どもの学習事業による学習のサポート

県が実施した実態調査では、ヤングケアラーの悩みとして「学校を休みがちになっている」、「勉強の時間が十分にとれない」といった意見も多く、ケアのため、受験勉強への影響や勉強についていけない子どもがいることが認められる。

このため、生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習支援・生活支援事業の実施にあたっては、ヤングケアラーを含め、授業等のフォローアップや高校進学支援、高校中退防止等の学びの支援や学校・家庭以外の居場所づくり・地域の交流の場づくりを推進する。

③ 子ども食堂における支援

経済的な理由により食事が十分に取れていない貧困家庭等の子どもたち、ひとり親家庭や共働き家庭等で孤食の子どもたち、介護や家事などを担う子どもたちであるヤングケアラーに食事を提供する子ども食堂の立ち上げ経費を助成することにより、子どもたちが空腹を満たすだけでなく、友達や地域の大人との交流を図る等、地域の子どもの心身のよりどころとなる居場所づくりを支援する。

また、子ども食堂の立ち上げ支援の際には、補助団体に対して、ヤングケアラーの早期発見や福祉サービスへのつなぎ等の配慮すべき点についても周知していく。

④ ひとり親家庭等自立支援の推進

ひとり親家庭を支援するため、郡部を管轄する県の福祉事務所（宝塚、加古川、加東、中播磨、龍野、新温泉）に母子・父子自立支援員を配置し、子育てや生活、就業等の情報提供を行うとともに、ひとり親が抱える様々な悩みや問題に対し多様な観点から支援を行う。

また、母子・父子自立支援員を対象とした研修においてヤングケアラーへの対応等について理解を深める。

さらに、ひとり親家庭の自立と生活の安定を図るため、児童扶養手当の支給や母子寡婦福祉資金の貸付を実施するとともに、就業・転職に向けた資格取得のための高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金などの支給を行う。

⑤ 重度心身障害者（児）介護手当の支給

過去1年間自立支援給付サービスを受けなかった等の要件を満たす重度心身障害者（児）のケアラー・ヤングケアラーに年額10万円の介護手当を支給することにより、介護の負担を軽減する。

⑥ 就労支援機関との連携による就労支援

県が実施したケアラー実態調査では、ケアによる影響として、「ケアのために退職した」「勤務時間を減らした」との回答があり、就労環境や生活にも影響が生じている。

また、大学生などのケアラーは、家族のケアのため就職活動が困難なことや勤務時間など求職条件の制約が大きい傾向にあるが、ケアラーの希望に応じた柔軟な労働条件の設定が可能な求人は必ずしも多くない傾向にある。

このため、福祉事務所や生活困窮者の自立相談支援機関等において、ハローワークや地域若者ステーション、若者しごと倶楽部などの就労支援機関との連携・支援要請⁸などを通じて就労支援を行うなど、ケアラーの職業的自立に向けた支援等に向けた調整を行う。

(3) 地域におけるケアラー・ヤングケアラー支援体制の構築

① 民生委員・児童委員の活動支援

民生委員・児童委員は、自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障害者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしている。

こうした民生委員・児童委員の日常の活動の中で、ケアラー・ヤングケアラー等の支援ができるよう、民生・児童協力委員制度の活用や民生委員・児童委員の担い手の確保に努める。

② 地域の見守り体制の構築

地域住民の抱える課題として、ケアラー・ヤングケアラーやダブルケアなど多様化・複合化しており、支援につながるものが難しく、孤立しがちな場合がある。このため、地域の見守り活動の様々な主体を有機的に連携させ、支援が必要な方を速やかに把握して見守り等の支援をつなぐ仕組みを構築するとともに、市町や市区町社会福祉協議会、地域包括支援センター等において医療・介護・福祉等の多職種が連携して対応する仕組みづくりを推進する。

また、県は、ヤングケアラー等がいる居宅への訪問を通じた家事・育児支援等の取組について市町に働きかける。

⁸ 生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について（平成 25 年 3 月 29 日付雇児発 0329 第 30 号・社援発 0329 第 77 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長連名通知）

③ 地域包括支援センターの機能強化、地域ケア会議の推進

県は、介護する家族の不安や悩みに答える相談援助・支援体制の充実を図るため、地域包括支援センターの機能強化、職員の資質の向上等について検討・実施する。

また、市町及び地域包括支援センターが開催する地域ケア会議への支援のため、各種研修を開催するとともに、専門的見地から個別事例等の評価・指導等を行うため、学識経験者や幅広い専門職などの派遣事業を実施する。

④ ピアサポート活動等の支援

ケアラー・ヤングケアラーにとって、自身の思いや気持ち、家庭の事情等を安心して話すことができる場があること、それらをしっかり聞き取って寄り添ってくれる人がいることが精神的な負担を軽減し、安心感につながることを指摘されている。

このため、県は、ケアラー・ヤングケアラーの話を傾聴し、相談に応じ、また当事者同士の居場所となる交流の場をつくるNPOや地域団体等のピアサポート活動等について支援を実施する。

⑤ 認知症地域支援ネットワークの強化

地域全体を認知症の人とその家族を支えるため、地域包括支援センターや認知症相談センター等に配置され、連携の核となる認知症地域支援推進員の養成・活動支援を実施するとともに、市町等の認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイトの養成により、保健・医療・介護・福祉等の多職種関係者や住民等による地域支援ネットワークを充実させる。

また、認知症の人とその家族の支援ニーズと、認知症サポーター等身近な支援者をつなぐ市町の仕組み（チームオレンジ）づくりを支援するとともに、認知症の人本人の発信機会の拡大や、認知症の人と家族の会との連携によるキャンペーンの実施等、認知症への社会の理解を深める普及啓発を実施する。

さらに、ひょうご若年性認知症支援センターにおいて、個別相談（電話・面談）、関係機関との連絡調整、当事者グループの活動支援、家族介護者連絡会、支援者向け研修等を実施する。

(4) 権利擁護等の充実

① 児童虐待防止に向けた相談体制の強化

ヤングケアラーの問題は、児童虐待につながる可能性がある。そのため、児童虐待の防止に向け、こども家庭センターでは、家族関係の十分な把握や虐待リスクの適切なアセスメントを行うことにより、子ども・家族への援助が実践できるよう、児童福祉司等専門職の更なる強化・充実に努める。また、市町の要保護児童対策地域協議会の構成機関においては、相互の情報と援助指針を共有し、それぞれの強みを活かした支援を行う。

さらに、こども家庭センター、市町、要保護児童対策協議会の職員は、支援方針等を検討する際には、ヤングケアラーではないかという観点から、家族全体の状況を共有した上でアセスメントすることに留意する。

② 児童虐待対応ダイヤル等の設置・運営

児童虐待の通告や相談の窓口として児童虐待対応ダイヤル「189」（24時間の電話相談）を設置・運営し、夜間、休日の緊急事案等への即応体制を整備する。

③ 要保護児童対策地域協議会と関係機関の連携

こども家庭センターの職員が市町の要保護児童対策地域協議会の実務者会議に参画し、ヤングケアラーをはじめとした要支援児童及び要保護児童への支援方策等について、助言・指導を行うとともに、きめ細やかな支援・連携を要するケースについては、関係支援機関による個別ケース会議に参画する。

また、毎年度、中央こども家庭センターにおいて実施している「要保護児童対策地域協議会の調整担当者研修」等において、ヤングケアラー早期発見・把握、対応に向けた取組について理解を深める。

④ 福祉サービスを提供する際の配慮

ケアラー・ヤングケアラーが福祉機関や専門職から「介護力」と見なされ、ケアラー・ヤングケアラーによる介護がなされていることを前提とした福祉サービス等の利用調整等が行われているケースがあると指摘されている。

このため、福祉サービスを提供する際は、ケアが必要な家族やケアラー・ヤングケアラーを含めた家族が介護や支援を受けつつ、どのような生活をしたいと望んでいるかを把握し、ケアラー・ヤングケアラーを家庭内の「介護力」と見なさず、家族のケアに係るケアラー・ヤングケアラーの負担等に配慮するよう、研修等を通じて周知するとともに、医療、介護、福祉等の関係機関が連携することにより、適切な福祉サービスを提供する。

⑤ 地域活動支援センターの利用促進

地域活動支援センターの利用に関して、ひきこもりの方など障害者手帳を有していない方も利用できるような制度運営している市町もある。このような事例を全市町に情報提供し、既存制度の利活用の検討を促すことで、ケアラー・ヤングケアラーの負担を軽減する。

⑥ 日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用支援

認知症高齢者や知的障害・精神障害のある方など、判断能力が不十分な方が、住み慣れた地域で安心して生活をするため、利用者との契約に基づき福祉サービスの利用援助等を行う日常生活自立支援事業の運営を推進する。

また、必要な人が成年後見制度を利用できるように、市町での相談窓口の設置、地域連携ネットワークの整備を支援するほか、知的障害者等が住み慣れた地域で安心して生活することを支援するため、家族や支援者等が成年後見制度等について理解を深める研修会や相談会を実施する。

さらに、これらの支援等の実施主体である社会福祉協議会や市町が、研修会を通じてケアラー・ヤングケアラー等について学ぶ機会を確保するとともに、適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を推進する。

⑦ 権利擁護相談窓口等の運営

弁護士と社会福祉士による専門職チームによる高齢者権利擁護相談窓口を県弁護士会等に設置しており、ケアラー・ヤングケアラーにも対応する。

また、「障害者 110 番」（障害者ほっとライン）を県身体障害者福祉協会等に設置し、障害者等からの権利擁護に係る相談をはじめ、就労、結婚、介助、福祉機器、人間関係、住環境の改善などの一般相談や財産関係などの専門的な法律相談など幅広い相談を進める。

3 人材育成・普及啓発

(1) 福祉や教育関係者等の研修

① 福祉・介護・医療・教育等の関係機関職員への研修の実施

ケアラー・ヤングケアラーの支援体制を強化するため、福祉・介護・医療・教育等の関係職員を対象に合同研修を実施するとともに、生活保護世帯の支援にあたるケースワーカーや介護支援専門員等の介護事業従事者の研修等の機会を通じ、ケアラー・ヤングケアラーに関する理解の促進、問題意識の向上を図る。

また、障害者の基幹相談支援センター連絡会議や相談支援専門員として従事するために受講が必要な研修を通じて、ケアラー・ヤングケアラーへの対応について理解を深める。

② 家族介護者への介護技術等の普及

家庭での介護負担を軽減することを目的として、ケアラー・ヤングケアラーをはじめ、在宅で家族や親族などを介護している方に対して、経験豊かな介護職員等が介護技術の要点を教える「介護技術講習会」を開催する。

(2) ケアラー・ヤングケアラーを支援する団体との連携・支援

① 民間支援団体との連携強化・活動支援

ケアラー、ヤングケアラーの支援を進める上で、当事者団体など民間支援団体の活動は不可欠であるため、ピアサポート等の交流・相談を行う団体や人材育成などの支援のほか、ヤングケアラー同士が悩みや経験を相談し合うオンラインサロンの設置運営を支援するなど、民間団体の活動支援を行う。

また、ピアサポート等の交流や相談又はオンラインサロンについては、「ヤングケアラー・若者ケアラー相談窓口（仮称）」やヤングケアラー支援に関する関連施策とも連携して、ヤングケアラーの相談に応じるとともに、当事者同士の居場所となる交流の場をつくるなどの支援を行う。

さらに、ひょうごボランタリー基金を活用し、NPO法人等がヤングケアラーなど地域の課題解決等に取り組む活動への支援を行う。

② SNSを活用した相談支援との連携

ケアラー・ヤングケアラーの相談支援においては、電話相談に加え、SNS等オンラインによる相談も有効であることから、支援団体などによるSNSを活用した悩み相談と連携して支援に取り組む。

(3) ケアラー・ヤングケアラーに対する社会的認知度の向上

① 県や市町の広報啓発、関係団体と連携した啓発の実施

国が実施した調査では、ケアラー・ヤングケアラーの社会的な認知度が高いとはいえ、中高生の8割以上がヤングケアラーを「聞いたことがない」と回答しており、認知度の向上が不可欠である。

このため、ケアラー・ヤングケアラーについて、県民に広く知ってもらうため、県や市町による広報・啓発のみならず、関係機関、団体、支援団体等と連携・協力して広報・啓発活動を推進する。

② 人権教材としての啓発ビデオの活用

様々な人権課題を映像で提示し、県民の感性に訴えかけることにより、豊かな人権意識を身につけることを目的として、ヤングケアラーを主人公に、ケアラーとその家族が抱える問題や、その解決の糸口を「人と人とのつながり」の中から見いだしていく様子を描いた人権啓発ビデオを各種の人権研修会や学習会等で教材として活用する。

4 県・市町の役割分担、連携

(1) 県・市町の役割分担

県は、広域の地方公共団体として、①広域にわたるもの、②市町村に関する連絡調整に関するもの、③その規模又は性質において一般の市町が処理することが適当でないと認められるものについて役割を果たすこととされている。

市町は、基礎的な地方公共団体として、県が処理するものとされているものを除き、一般的に地域における事務及び法令で定められたその他の事務について役割を果たすこととされている。

ケアラー・ヤングケアラーの支援は、住民に最も身近な行政主体であり、福祉サービスなど必要な支援につなぎやすい市町において取り組むことが望ましい。

このため、県は、各市町においてケアラー・ヤングケアラー支援体制が構築されるまでの間、相談窓口をモデル的に開設し、電話やメール等による相談を行い、市町や適切な支援機関へのつなぎ等を実施するとともに、市町職員をはじめ関係職種研修や社会的認知度の向上のための広報・啓発活動を実施するなど、県と市町との役割分担を適切に図りながら取組を進めていく。

(2) 県と市町との連携・支援

① 市町におけるケアラー・ヤングケアラー窓口・担当部署の設置促進

ケアラー・ヤングケアラーの支援について、各市町において取り組んでいくことができるよう、既存の相談窓口の活用や担当職員の兼務による対応などを含め、担当部署等の設置を積極的に働きかけるとともに、県の相談窓口相談があった場合は、適切に該当市町の担当部署等につなげるなど、連携して支援を実施していく。

② 市町における支援体制の構築

各市町において、学校、福祉機関、ケアラー・ヤングケアラーへの支援を行っている民間団体等が参画した支援体制を構築するとともに、市町において円滑に取組が進められるよう、国庫補助事業（ヤングケアラー支援体制構築モデル事業など）の活用や優良事例などの情報提供を行う。

また、市町障害保健福祉主管課長会議や地域福祉主管課長会議などにおける助言を通じて、好事例を共有するとともに、基幹相談支援センター、自立相談支援機関などにおける相談の実施を促す。

③ 県における推進体制の構築

ケアラー・ヤングケアラーの支援を効果的に推進するためには、多様な関係機関・関係団体等との連携・協力が必要なことから、県関係部局、市町、関係機関、支援団体等で構成する推進体制を新たに構築し、関係施策のフォローアップを通じて、取組の改善・充実を図っていくなど、PDCA（Plan-Do-Check-Act）サイクルを推進する。

第7 おわりに

検討委員会では、限られた時間の中で、福祉機関を通じた実態調査やケアラー・ヤングケアラーの支援者や経験者からのヒアリングなどを踏まえ、福祉、介護、教育などの幅広い分野にわたり議論を重ね、推進方策をとりまとめた。

ケアラー・ヤングケアラーやそのケアの相手方である家族にとって、福祉サービスの仕組みを理解し、つなぎ方を自力で探し出すことは難しく、さまざまな制度の狭間で孤立することが想定される。

そのため、相談支援体制の充実、社会的な認知度の向上、そして福祉、介護、医療、教育の関係機関が連携した支援体制を構築していくことが重要である。

今後、本推進方策に記載されている施策を包括的に実施してだけでなく、引き続き、市町、関係団体等とも密接に連携を図り、取組のさらなる充実に努め、「ケアを担う“子ども・若者たちが取り残されることがない社会の実現”」を目指していく。

(参考資料)

兵庫県ケアラー支援に関する検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 ケアラーの早期発見、悩みの相談支援、福祉サービスの円滑なつながり等の具体的な支援方策を策定するため「兵庫県ケアラー支援に関する検討委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 早期発見・把握、悩みの相談支援に関すること。
- (2) 福祉サービスへの円滑なつながり、関係機関同士の連携に関すること。
- (3) 支援人材の育成に関すること。
- (4) 県や市町の役割分担・連携・支援体制に関すること。
- (5) その他、ケアラーへの支援方策の策定に必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる12名以内の委員で組織する。

- 2 委員会に座長を置く。
- 3 座長は、委員の互選によって定める。
- 4 座長は、会務を総理するとともに、委員会を代表する。
- 5 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集する。

- 2 座長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 事故その他のやむを得ない理由により委員会が開催できないと座長が認める場合、座長は個別に委員の意見を聴取し、委員会の開催とすることができる。

(謝金)

第5条 委員、又は座長が必要と認めた委員以外の者が、会議その他委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第6条 委員、又は座長が必要と認めた委員以外の者が、委員会の職務を行うため

に、会議に出席し、又は旅行したときは、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により旅費を支給する。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉局地域福祉課において処理する。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年7月15日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失効する。

（招集の特例）

3 この要綱の施行日以後最初に開かれる会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、兵庫県福祉部長が招集する。

別表（第3条関係）

ケアラー支援に関する検討委員会委員

氏名	所属・役職	備考
濱島 淑恵	大阪歯科大学医療保健学部教授	学識者
馬場 幸子	関西学院大学人間福祉学部教授	
吉村 千波	神戸市福祉局高齢者支援担当部長	自治体
羽原 正	加古川市こども部家庭支援課長	
松端 由泰	兵庫県介護支援専門員協会会長	関係団体
安東 裕子	兵庫県民生委員児童委員連合会副会長	
萩田 藍子	兵庫県社会福祉協議会福祉支援部長	
望月 裕美	兵庫県地域包括・在宅介護支援センター協議会副会長	福祉・教育
藤田 行敏	あすなろ相談支援事業所相談員 兵庫県精神福祉家族会連合会副会長	
黒光 さおり	尼崎市教育委員会事務局こども教育支援課 スクールソーシャルワーカー	
生安 衛	兵庫県健康福祉部社会福祉局長	行政
西田 健次郎	兵庫県教育次長	

兵庫県ケアラー・ヤングケアラー支援推進方策の策定に向けた検討経過

第1回

日時 令和3年9月7日（火）

- 議題（1）ケアラーを取り巻く状況及び兵庫県ケアラーの実態に係る福祉機関調査の中間報告について
- （2）検討委員会スケジュール等について

第2回

日時 令和3年11月8日（月）

- 議題（1）支援者等からのヒアリングについて
- （2）兵庫県ケアラー支援推進方策の骨子（案）について

第3回

日時 令和3年12月27日（月）

- 議題（1）ケアラー経験者からのヒアリングについて
- （2）兵庫県ケアラーの実態に係る福祉機関調査の最終報告について
- （3）兵庫県ケアラー・ヤングケアラー支援推進方策（素案）について

第4回

日時 令和4年2月15日（火）

- 議題（1）兵庫県ケアラー・ヤングケアラー支援推進方策（案）について
- （2）兵庫県ヤングケアラー・若者ケアラー支援体制の構築等について